

○池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則

昭和46年12月28日規則第47号

注 昭和57年6月25日規則第33号より条文注記入る。

改正

昭和47年12月23日

昭和49年2月28日

昭和53年7月5日

昭和57年6月25日規則第33号

昭和58年1月27日規則第3号

昭和59年10月1日規則第19号

昭和60年6月28日規則第47号

昭和62年4月1日規則第5号

昭和63年4月19日規則第12号

昭和63年7月1日規則第16号

平成2年10月1日規則第34号

平成3年12月27日規則第28号

平成6年10月1日規則第24号

平成7年7月1日規則第16号

平成9年7月1日規則第29号

平成9年9月1日規則第35号

平成10年10月29日規則第47号

平成11年3月26日規則第12号

平成12年7月28日規則第45号

平成13年3月27日規則第7号

平成14年4月1日規則第28号

平成14年10月1日規則第38号

平成15年4月15日規則第14号
平成16年1月7日規則第1号
平成16年10月29日規則第50号
平成17年7月28日規則第45号
平成18年3月31日規則第29号
平成18年9月29日規則第45号
平成19年3月30日規則第13号
平成19年7月31日規則第43号
平成20年4月1日規則第17号
平成22年5月6日規則第37号
平成24年6月29日規則第34号
平成25年3月29日規則第62号
平成26年12月25日規則第47号
平成27年12月21日規則第47号
平成28年3月30日規則第27号
平成28年12月28日規則第54号

池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則

(社会保険各法)

第1条 池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号。

以下「条例」という。）第2条に規定する規則で定める「社会保険各法」は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(所得の額)

第1条の2 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは224万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の額とする。ただし、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）基準額に6万円を加算した額とする。

扶養親族の数	基準額
1人	2,590,000円
2人以上	扶養親族等1人増すごとに290,000円加算

(所得の範囲)

第1条の3 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第1条の4 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事

業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する控除を受けた者は、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき、地方税法第314条の2第1項第8号又は第9号に規定する控除を受けた者については、それぞれ当該控除を受けた者につき、同法に定める

控除額に相当する額

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

3 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「第1項の規定によつて計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至つたときは、その超えるに至つた日後に受けた医療に係る老人医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除すべき前項第1号に掲げる雑損控除額に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となつた損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

4 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払つた条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が第1項の規定によつて計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額

が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額) を超えるに至つたときは、その超えるに至つた日後にその者が受けた医療に係る老人医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払つたその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と200万円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額)とのいずれか低い額を第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除するものとする。

- (1) 第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除すべき第2項第1号に掲げる医療費控除額に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となつた医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額
- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 第1項の規定によつて計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額
(一部自己負担額又は一部自己負担金)

第2条 条例第3条に規定する一部自己負担額又は一部自己負担金は、医療機関(薬局を除く。以下この条において同じ。)ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額又は一部自己負担金は、条例第3条の対象者等が負担すべき額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額又は一部自己負担金の支払いは、2日までとする。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受

けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。

5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額又は一部自己負担金を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

6 前項の助成を受けようとする者は、一部自己負担額償還申請書（様式第1号。一部自己負担金にあつては、様式第1号中「一部自己負担額」とあるのは「一部自己負担金」とする。）に、支払った一部自己負担額又は一部自己負担金に関する証拠書類を添えて市長に申請しなければならない。

（一部負担金相当額等一部助成証明書の申請等）

第2条の2 条例第3条第2項の規定による助成を受けようとする者は、あらかじめ、市長に一部負担金相当額等一部助成証明書交付（更新）申請書（様式第2号。以下「証明書交付（更新）申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し、当該申請を行った者が助成を受ける者であることを確認したときは、その者に一部負担金相当額等一部助成証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

（一部負担金相当額等一部助成）

第2条の3 前条第2項の規定により証明書の交付を受けた者が助成を受けようとする場合には、医療費支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、一部負担金相当額等を支払ったことを証明する書類とその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市は、条例第3条第2項の対象者が本市と契約を締結した病院、診療所及び施術所（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、当該医療に関し支払うべき一部負担金相当額等を、その者に代わり、当該契約

医療機関等に支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、助成があつたものとみなす。

(証明書の提示)

第2条の4 証明書の交付を受けた者が、前条第3項の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に証明書を提示しなければならない。

(医療証及び証明書)

第3条 条例第5条に規定する医療証の申請は、老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証交付（更新）申請書（様式第5号。以下「医療証交付（更新）申請書」という。）に条例第2条第1項各号に該当することを明らかにすることができる書類及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えて行うものとする。

- 2 条例第6条の規定により医療証を交付する者は、条例第2条に定める対象者のうち、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による高齢受給者証の交付を受けるものを除くものとする。ただし、条例の適用がない場合に池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）又は池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号）が適用される者並びに条例第2条第1項第2号に該当する者に交付する。

- 3 前項に規定する者に対する医療証は、様式第6号によるものとする。

- 4 医療証及び証明書の有効期限は、7月31日とする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する者にあつては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第4項に規定する日及び条例第2条第1項第4号に規定する者にあつては障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第43条に規定する日と毎年7月31日のいずれか早い日とする。

（医療証等の更新申請等）

第3条の2 対象者は医療証交付（更新）申請書に前条第1項に掲げる書類を添えて、証明書の交付を受けている者（以下「助成対象者」という。）は証明書交付（更新）申請書により、毎年6月1日から同月30日までの間に、これらを市長に提出することにより、それぞれ更新申請をすることができる。

2 市長は、前条第1項又は前項の申請があったときは、その資格を審査し、受給資格を有すると認めるときは医療証又は証明書を、受給資格を有しないと認めるときは老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証交付申請却下決定通知書（様式第6号の2）をそれぞれ対象者に交付する。

3 対象者及び助成対象者は、医療証及び証明書の有効期限が満了した場合には、当該医療証及び証明書をただちに市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する申請がない場合であっても、当該申請の対象となる者について受給資格の有無を確認したときは、第2項の規定に準じて医療証若しくは証明書又は老人医療（一部負担金相当額等一部助成）資格喪失通知書（様式第6号の3）をそれぞれ対象者に交付することができる。

（医療証等の再交付申請）

第4条 対象者及び助成対象者は、医療証又は証明書を破り、汚し、又は紛失したときはそれぞれ老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証再交付申請書（様式第7号）、一部負担金相当額等一部助成証明書再交付申請書（様式第8号）により市長に医療証又は証明書の再交付を申請しなければならない。

2 医療証又は証明書を破り、又はよごしたときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証又は証明書を添付しなければならない。

3 対象者及び助成対象者は医療証又は証明書の再交付を受けた後において紛

失した医療証又は証明書を発見したときは、すみやかに発見した医療証又は証明書を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第5条 条例第8条ただし書に規定する「特別の理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 対象者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により対象者に係る保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給（食事の提供たる療養及び訪問看護療養に係る支給を除く。）を受けたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 前項による医療費の助成を受けようとする対象者は、支給申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請が第1項第1号又は第2号の規定によるものであるときは、当該支給額を証する書類を添えなければならない。ただし、市長が国民健康保険法の保険者として、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費を支給する場合には、この限りでない。

(届出事項)

第6条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、対象者は、資格変更届（様式第9号）に医療証を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 世帯主の氏名

(4) 保険関係の変更

(5) 資格喪失に関する事項

2 助成対象者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、14日以内に、その

内容及びその事由が生じた年月日を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 本市の区域内においてその居住地を変更したとき、又は本市の区域内に居住地を有しなくなつたとき。

3 助成対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出義務者は、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 死亡した者の氏名

(2) 死亡した年月日

4 前2項に規定する届書には、これらを証する書面を添付しなければならない。ただし、これらの書面を添付することができない事由のあるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもつてこれらの書類にかえることができる。

5 老人医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、老人医療費の助成を受け又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況をただちに市長に届出なければならない。

（添付書類の省略）

第7条 市長は、この規則の規定により申請書又は変更届に添えて提出する書類により証明すべき事実を対象者及び対象者と同一の生計を維持する者の同意を得て公簿等によつて確認することができるときは当該書類を省略させることができる。

（口頭による申請）

第8条 市長は、この規則に規定する申請書又は変更届を作成することができない特別の事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述

を当該職員に聴取させたいうえで必要な措置をとることによつて、当該申請書又は変更届の受理にかえることができる。

附 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月23日）

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月28日）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年3月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月5日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月25日規則第33号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月27日規則第3号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日規則第47号）

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則に基づき交付した医療証は、改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付した医療証とみなす。

附 則（昭和63年4月19日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日規則第16号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成2年10月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月27日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則に基づき交付した医療証は、この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付した医療証とみなす。

附 則（平成6年10月1日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月1日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成 9 年 9 月 1 日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月29日規則第47号抄）

改正

平成14年10月 1 日規則第38号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和 3 年11月 2 日から昭和 8 年10月31日までの間に生まれた者についての平成10年11月 1 日から平成14年 9 月30日までの間に行われた療養に関する国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、第 1 条の規定による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年 3 月26日規則第12号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 7 月28日規則第45号）

この規則は、平成12年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月27日規則第 7 号）

- この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行し、第 1 条中第 1 条の 4 の次に次の 1 条を加える規定は平成13年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成14年 4 月 1 日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月 1 日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に交付されている改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項の規定による認定証は、この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の8第1項第3号の規定により認定を受けたものとみなし、当該認定証に記載された有効期間が満了するまでの間は改正後の規則第1条の5第2項に規定する認定証とみなす。

3 池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成10年池田市規則第47号。以下「平成10年改正規則」という。）附則第2項の規定により、なお従前の例によるとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和8年10月31日までに生まれたものについての平成14年10月1日から平成15年10月31日までに行われる療養に関する国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとするときは前々年の所得）が改正後の規則第1条の2に規定する額以下の場合、改正後の規則の規定を適用する。

（適用区分）

4 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費についてはなお従前の例による。

（平成10年改正規則の一部改正）

5 平成10年改正規則の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年4月15日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年1月7日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成15年12月17日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則第1条の4の規定にかかわらず、新たに適用を受けようとする日の属する月が平成16年6月までの場合における所得の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年10月29日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定については、この規則の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 池田市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成16年池田市条例第18号)附則第2項によりなお対象者とみなすこととされた改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、この規則による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第1条の5、第1条の8、第1条の9及び第5条の規定並びに様式第1号の3及び様式第3号の3は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている申請書は、改正後の規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成17年7月28日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則第1条の5の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の5第2項の改正規定は平成18年8月1日から、第2条の2に2項を加える規定及び様式第1号の2の次に1様式を加える規定は平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則第1条の4、第1条の5第2項、第2条第1項、第2条の2、第3条第4項及び様式第1号の3の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費等の助成に関する条例施行規則、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則第1条の4第1項、第2条第2号及び第3条第4項の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年7月31日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年4月1日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 池田市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成16年池田市条例第18号)附則第2項によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、この規則による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第1条の5、第1条の6及び第5条の規定は、なおその効力を有するものとし、旧規則第1条の5第1項中「老人保健法(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第28条第1項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第67条」と、「第30条第1項の医療」とあるのは「第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付」と、「当該医療」とある

のは「当該療養の給付」と、「世帯員であつて老人医療受給対象者」とあるのは「世帯員である被保険者」と、同条第2項中「第28条」とあるのは「第67条」と、「老人保健法施行令（昭和59年政令第293号。以下「施行令」という。）」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）」と、「第4条」とあるのは「第7条」と、「老人保健法施行規則第18条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条」と読み替えるものとする。

- 3 池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年池田市規則第50号）附則第3項によりなおその効力を有するとされる同規則による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則第1条の8の規定の適用については、同条中「施行令第16条」とあるのは「施行令第15条」と読み替えるものとする。
- 4 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則により提出されている申請書は、新規規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成22年5月6日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、平成22年7月1日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日規則第34号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第62号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第47号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第47号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、この規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

附 則（平成28年3月30日規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前

にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月28日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、新たに池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号）第2条第2号から第4号までのいずれかに規定する対象者としての資格を取得する日（以下「資格取得日」という。）の属する月が平成29年7月以後の場合における所得の額の計算方法について適用し、資格取得日の属する月が同年6月以前の場合における所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条の2、第3条の2関係）

様式第3号（第2条の2関係）

様式第4号（第2条の3関係）

様式第5号（第3条、第3条の2関係）

様式第6号（第3条、第3条の2、第4条、第6条関係）

様式第6号の2（第3条の2関係）

様式第6号の3（第3条の2関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号（第4条関係）

様式第9号（第6条関係）